

2020年4月28日

お客様各位

株式会社みなと銀行

「新型コロナウイルス感染症」拡大により影響を受けている事業者の皆さんへ (No. 4)  
～中小企業融資制度の創設について～

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆さんに、心からお見舞い申しあげます。

5月1日より取扱開始予定の融資限度額3,000万円、3年間無利子・保証料負担減免が可能（要件あり）な兵庫県及び大阪府の中小企業融資制度を、下記の通りご案内させていただきます。本件につきましては、お取引店舗へご相談下さい。

記

1. 取扱開始日 2020年5月1日（但し、国の補正予算成立が前提）

2. 概要（詳細は別紙参照）

【兵庫県】

名称	新型コロナウイルス感染症対応資金
対象者	セーフティネット保証（4号、5号）、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主
融資限度額	3,000万円
期間	10年（据置5年）以内
利率	当初3年間0%（4年目以降0.7%）（※1）
信用保証料	通常0.85%・1.05%から減免あり（※1）
資金使途	設備・運転資金のほか、信用保証付融資の借換資金
申込期間	2020年5月1日～2020年12月31日
その他	本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能。

（※1） 利子・保証料の減免要件

個人事業主（小規模企業者） 売上高減少5%以上・・・①	利子：当初3年間無利子 保証料：0
①を除く、中小企業者 売上高減少15%以上	利子：当初3年間無利子 保証料：0
①を除く、中小企業者 売上高減少5%以上15%未満	保証料：1/2

【大阪府】

名称	新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）
融資対象	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者 ((1) セーフティネット保証4号・(2) セーフティネット保証5号、 (3) 危機関連保証の認定を受けた者)
融資限度額	3,000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内（5年以内）
利率	1.2%（固定） ただし、貸付から3年の間に生じる利子については、別に定めるところにより、大阪府から金融機関に対し、補給を行うものとする。 ※個人事業主（小規模企業者のみ）：保証料・金利（3年間）とも補助 ※法人、個人事業主（小規模企業者以外） ・売上高減少15%未満：保証料1/2補助のみ ・売上高減少15%以上：保証料・金利（3年間）とも補助
信用保証料	年0.85% ただし、経営者保証免除対応適用の場合は年1.05%（※2）（※3）
資金使途	設備資金・運転資金

（※2）

融資対象（1）～（3）に係る、市町村長の認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者、及び融資対象（2）の認定において、申込人が個人事業主かつ小規模企業者である者については全額を国が補助し、それ以外の者については2分の1を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

（※3）

下記①及び②を満たす場合には、保証料率を年0.2%上乗せすることにより、経営者保証を免除する。

- ①直近の決算書が資産超過であること。
- ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

以上

## 【別紙1】 兵庫県：中小企業融資制度

### 《概要》

名称	新型コロナウイルス感染症対応資金		
対象者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者で次に該当する者 ・セーフティネット保証（以下、SNという）4号・5号・危機関連保証にかかる市町長の認定を取得した者		
補助要件	個人事業主 (小規模企業者に限る) (※1)	左記を除く、中小企業者	
	SN保証4号・5号・危機関連保証の認定取得した者 売上高減少 : 5%以上	SN保証4号・5号・危機関連保証の認定取得した者 売上高減少 : 15%以上	SN保証5号の認定取得した者 売上高減少 : 5%以上 15%未満
利率等	貸付利率 ① ②	当初3年間0% (4年目以降0.70%)	0.70%
	保証料率 ②	0%	0.425% (※2)
	①+②	当初3年間0% (4年目以降0.70%)	1.125%
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金（信用保証付融資のみ (※3)）		
融資限度額	3,000万円		
融資期間 (据置期間)	10年以内（5年以内）		
申込期間	2020年5月1日～2020年12月31日 (※4)		

(※1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下で、非法人の事業者をいう。

(※2) 直近の決算書が資産超過であること等の要件を満たし、経営者保証を不要とする場合、0.525%（経営者保証不要のリスク見合いとして、保証料率を上乗せ）。

(※3) 県融資制度以外の信用保証付融資も対象。

(※4) 中小企業庁は、融資実行期限を危機関連保証の終期（2021.1.31）に合わせて設定。

以上

## 【別紙2】 大阪府：中小企業融資制度

### 《概要》

名称	新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）	
融資対象	府内において事業を営んでおり、令和2年新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者、かつ (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行った者 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行った者 (3) 中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行った者	
資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	3,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内（5年以内）	
利率	1.2%（固定） ただし、貸付から3年の間に生じる利子については、別に定めるところにより、大阪府から金融機関に対し、補給を行うものとする。	
貸付形式	証書貸付又は手形貸付	
返済方法	每月元金均等分割返済ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済可とする。 据置期間5年以内	
信用保証料	年0.85% ただし、経営者保証免除対応適用の場合は年1.05% (注-1) (注-2)	
連帯保証人	申込区分	連帯保証人
	個人	原則として、連帯保証人を徴求しないものとする。
	株式会社 特例有限会社 合名会社 合資会社 合同会社 医療法人 士業法人 特定非営利活動法人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとする。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。

	組合	原則として、代表理事以外の連帯保証人を徴求しないものとする。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。
担保	無担保ただし、既設定根抵当権を除く	
適用期間	令和2年5月1日（金曜日）から令和2年12月31日（木曜日）までに保証申込が受付され、かつ令和3年1月31日（日曜日）融資実行された分まで	
受付機関	取扱金融機関	

(注-1)

融資対象（1）～（3）に係る、市町村長の認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者、及び融資対象（2）の認定において、申込人が個人事業主かつ小規模企業者である者については全額を国が補助し、それ以外の者については2分の1を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

(注-2)

下記①及び②を満たす場合には、保証料率を年0.2%上乗せすることにより、経営者保証を免除する。

- ① 直近の決算書が資産超過であること。
- ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

以上

## 【別紙3】 セーフティネット保証制度／危機関連保証制度

### 《セーフティネット保証》

#### (1) 4号

対象要件	<p>次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。</p> <p>①申請者が、下記の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>②下記の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>《現在の指定案件》 令和二年新型コロナウイルス感染症 等</p>
------	---

#### (2) 5号

対象要件	<p>以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。</p> <p>（イ） 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。</p> <p>（ロ） 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。</p>
------	---

### 《危機関連保証制度》

対象要件	<p>次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。</p> <p>①金融取引に支障を来ており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。</p> <p>②下記の認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。</p> <p>《現在の認定案件》 令和二年新型コロナウイルス感染症</p>
------	---

以上